

1、天刻の爲る機働の不始又は機働停止の機に適當なる通知を  
 2、従業員の種類を正確に定めること  
 3、機働の停止したる期間に當り五割の賃金二割の支拂を定めること  
 4、五割以上の機働を停止せざることを  
 5、機働再開を八割に定めること  
 6、機働再開の通知を  
 7、工場長の責任を  
 8、賃金  
 9、賃金  
 10、賃金  
 11、賃金

法人協同會福岡出張所  
 法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

改設又は新設し併せて従業員の傷害を除去する爲常に備品  
 を設け置くこと  
 8、月二日の休日及祭日の公休の制定並に給料日の確定  
 9、解雇手當の制定  
 10、争議中の日給及争議費用は工場主全額負擔のこと  
 十一、経過並に解決條件  
 右要求に對し工場主は直ちに之れを拒絶した爲従業員側では結  
 束を固め持久戦に出でんとしたので工場主は成行の重大化する  
 を憂慮し其の態度軟化して八幡市在住元社民黨縣聯常任吉田某  
 に一任するところあり、翌九日勞資双方右調停者立會の下に接  
 衝の結果次の通解決せり。

第一、第二、承認  
 解決條件